

川崎市立川崎病院虐待対策検討委員会要綱

第1条 （目的）

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、川崎市立川崎病院における患者と家族に関わる虐待の早期発見を行うとともに、被虐待児・者と養護者への援助・治療及び再発予防を円滑に行うため虐待検討委員会を置く。

第2条 （検討事項）

委員会は次に掲げる事項について検討をする。

- （1）虐待の疑われる児童、高齢者及び障害者の早期発見、援助・治療及び予防に関すること。
- （2）当該被虐待児・者とその養護者の治療・援助に関すること。
- （3）上記の事項について、他機関との連携に関すること。
- （4）上記の事項について、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づく行政機関への通報や警察への連絡に関すること。

第3条 （委員長・副委員長の任務・権限）

- （1）委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織する。
- （2）委員長は委員会を統括し、その議長となる。
- （3）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不在の時にはその職務を代理する。
- （4）委員会は委員の発議により、委員長または代理が会議の開催を召集する。
- （5）委員長は、必要と認めるときには関係者の出席を求め、その意見・説明等を聞くことができる。
- （6）委員長は、必要と認めるときには関係機関より職員の出席を求めることができる。

第4条 （事例検討班の設置運営）

- （1）委員会の内部に「児童虐待対策検討班」と「高齢・障害者虐待対策検討班」を設置する。検討事例がある時には各検討班にて第2条の事項を検討する。
- （2）各検討班の班長を委員長が任命をする。
- （3）班の運営に当たっては第3条4項、5項、6項の規定を準用する。「委員長」とあるのを「班長」に読みかえるものとする。
- （4）各検討班のメンバーは検討事項により委員長、もしくは班長により指名される。
- （5）班長は協議の結果を委員長に報告を行う。
- （6）委員長は緊急性の高い事例については検討内容を三役に報告をする。

第6条 （その他必要事項）

この要綱に定めるものの他、委員会に必要な事項は適宜委員会にはかり定める。

附則 この要綱は2023年8月29日から実施する。